

有効な支援方法について

一 支援につながりにくい児童生徒と保護者のケースを通して 一

主 幹・指導主事 小山三枝子
主 幹・指導主事 佐藤 正俊
副主幹・指導主事 芦沢 令子
主 査・指導主事 小野 圭

キーワード 支援につながりにくい児童生徒と保護者 背景の多様化 学校風土

I 主題設定の理由

文部科学省が令和5年3月に取りまとめた「COCOLOプラン」では、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」が示され、大臣メッセージとして「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援すること、学校の風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にすることにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していく」と述べられている。また、令和5年6月に閣議決定された「教育振興基本計画」の中には「誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進」がうたわれている。どちらも「誰一人取り残されない」という言葉がキーワードとなっている。

こうした背景の中で、山梨県総合教育センター相談支援センター（以下、本センター）の教育相談に関する研究チームは、学校で生活している児童生徒も、学校に行くことが難しい児童生徒も全てが、誰一人取り残されないために、どのような支援が有効なのかを探ることとした。

II 研究の目的

本センターでの面接相談につながったケースを分析することにより、相談者がどのように支援につながったのか、主訴はどのようなものがあるのか等を吟味し、支援とつながった背景を探る。その上で支援へのつながりにくさの要因や背景を探ることを目的とする。なお、本研究における「つながりにくさ」とは、支援を必要とする児童生徒と、学校内や、本センターを含む学校外の支援との「つながりにくさ」とし、「主訴」とは、面接相談で話し合う内容とする。

III 研究の方法

研究1年目である令和5年度は、平成30年度から令和4年度までの5年間に、本センターにおいて新規面接相談を実施したケースの記録から、14の情報を抽出し、基礎データを作成した（表1）。基礎データの抽出項目8「主訴」の分類は以下に示す（表2）。

表1 基礎データの抽出項目

1	氏名
2	市町村
3	校種（小、中、高、その他）
4	学校名
5	学年
6	性別
7	家族構成
8	主訴
9	相談者（保護者）の視点
10	被相談者（面接担当者）の視点
11	推薦者
12	学校内のリソース*（担任、特別支援教育C o、S C他）
13	学校外のつながり（医療、福祉、県市町村教育機関、民間）
14	面接回数

*支援のために活用できる人や場所

表2 主訴の分類項目

1	不登校	8	家庭問題（7を除く）
2	いじめ	9	発達障害
3	交友関係（2を除く）	10	情緒の問題（9を除く）
4	教職員との関係	11	反社会的問題
5	学校問題（4を除く）	12	その他
6	学業・進路	13	問い合わせ
7	虐待		

また、次の4つの切り口から支援への「つながりにくさ」に関する分析を行うこととした。

- 1 主訴
- 2 面接回数
- 3 本センターへの来所のきっかけ
- 4 学校内外のリソースとつながり

IV 研究の経過・取組

1 主訴

(1) 過去5年間の校種・主訴別新規面接相談数の推移

過去5年間の校種別の新規面接相談数の推移を見ると、令和2年度の面接相談数が少ない。これは新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動制限が要因の一つと考えられる。校種別に見ると、令和2年度では、小学校の面接相談数が大きく減少している（図1）。

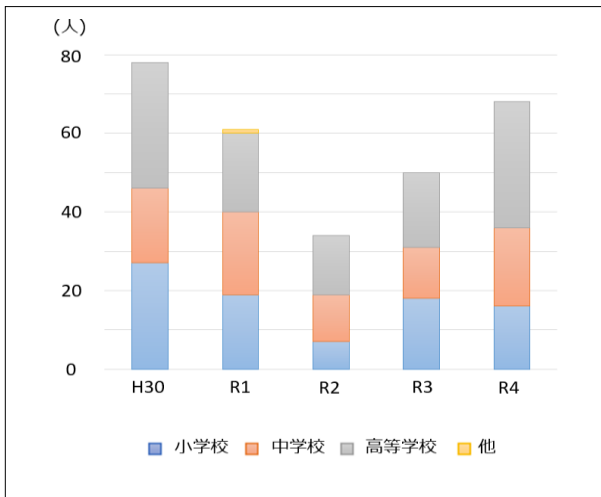


図1 過去5年間の校種別新規面接相談数

主訴別の面接相談数の推移を見ると、令和2年度は「不登校」の面接相談数が減少している（図2）。

文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、令和2年度の不登校児童生徒数は、その前年度に比べ、8.2%増加した。さらに、この年、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた小・中学校の不登校児童生徒は、前年度に比べ、4.7%減少していた。令和2年度は、不登校児童生徒数が増加しながら、相談・指導等を受けた児童生徒数が減少していたことがわかる。本センターも例外ではない。

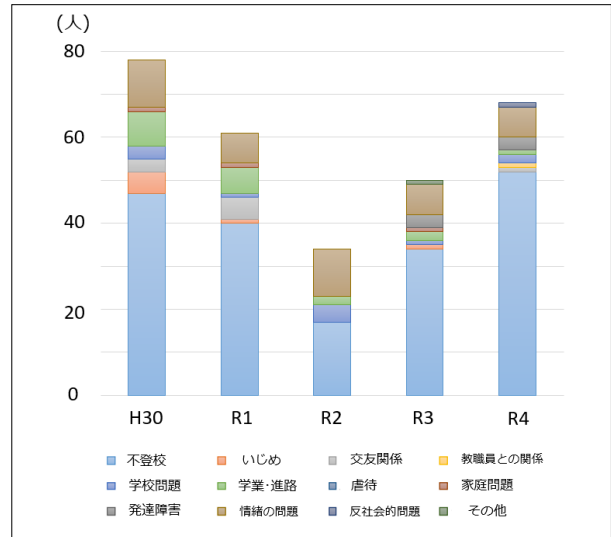


図2 過去5年間の主訴の推移

不登校児童生徒の増加の背景として、生活環境の変化により、生活リズムが乱れやすい状況や、学校生活において様々な制限がある中で、交友関係を築くことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も考えられている。

人と人との距離が広がる中で、不安や悩みを相談できない子供たちがいる可能性がある。そこで、まずは相談者の主訴に着目して考えていく。

(2) 過去5年間の新規面接相談の主訴の背景

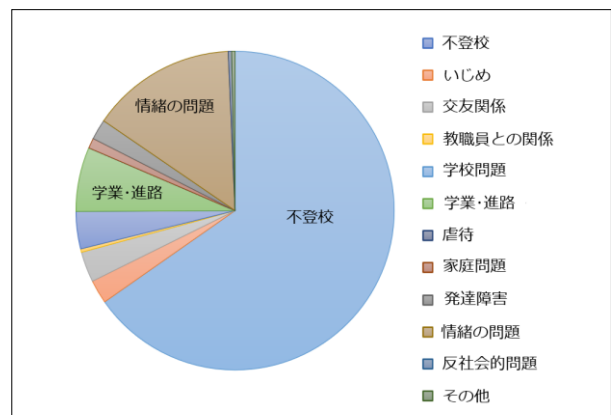


図3 新規面接相談の初回面接時の主訴の割合

過去5年間の新規面接相談の初回面接時の主訴の割合は、「不登校」、「情緒の問題」、「学業・進路」の順が多い（図3）。これらの主訴を、2つの視点から分析する。1つ目は、相談者である保護者が面接を重ねる過程で表出してきた主訴の背景で、相談者（保護者）の視点とする。2つ目は、面接

の担当者が見立てた主訴の背景で被相談者の視点とする。不登校を主訴とするケースの分析結果を示す（図4）。

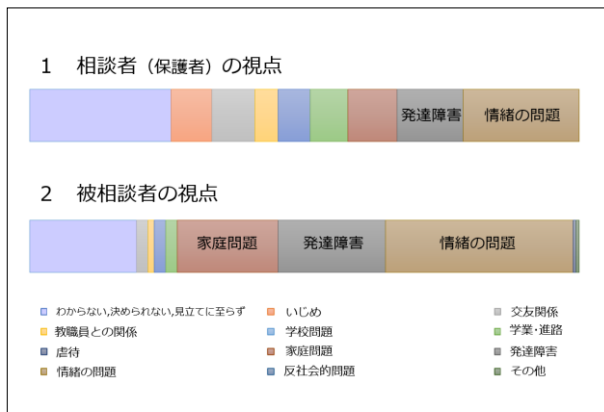


図4 不登校を主訴とするケースの分析結果

相談者（保護者）の視点では「情緒の問題」、「発達障害」など「不登校」の背景となる主訴が表出されている。一方、被相談者の視点から見ると、主訴の背景は必ずしも相談者のものとは一致していない。

「情緒の問題」と「学業・進路」を主訴としたケースでは、相談者（保護者）の視点では、どちらの主訴においても「発達障害」と「不登校」が表出していた。一方、被相談者の視点では、どちらも「発達障害」と「家庭問題」が見立てられていた。

面接相談申込時点の相談者の主訴は、あくまで顕在化した状況である。相談者の視点ではその状況を起こす背景となる困り感が表出したものであり、被相談者の視点から見る主訴の背景は、相談者の背景と一致していない。

相談者の視点では背景となる困り感が「わからない、決められない」ケースが見られ、被相談者の視点でも「見立てに至らない」ケースが見られた。面接の回数が少なく、背景となる困り感の把握に至らなかったケースがあった。背景にはいくつかの要因があり、複雑に絡み合っている。私たち被相談者の背景の捉え方には違いがあり、支援のつながりにくさに関係があると考えられる。

2 面接回数

面接回数が2回以下で終わったケースは支援が継続しなかったものであると考えられる。このようなケースが全体の33%あり、校種別に比較する

と、小中学校に比べて高等学校で多いことがわかった。高等学校では進路変更等を理由として、面接相談を継続しなかったケースが多く見られた（図5）。

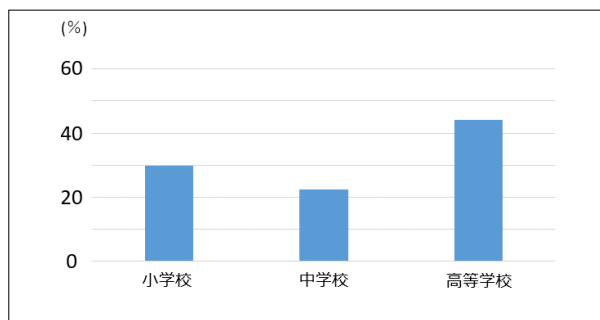


図5 面接回数2回以下のケース（校種別）

面接回数2回以下のケースの主訴構成は基礎データ全体のものほとんど変わらず、面接回数と主訴に関係性があるかを探るため、分析を試みたが特徴的なことを見つけることはできなかった。

面接相談が継続しなかったケースでは、相談者の主訴の背景を十分に把握することができなかった例が多く見られた。相談者と被相談者において、主訴の背景の捉え方に違いがあること、また、双方の関係性や相性なども面接相談が継続しなかった要因の一つと考えられる。

3 本センターへの来所のきっかけ

学校に勧められて来所したケースは全体の42%見られた。以下は校種別の割合を示している（図6）。

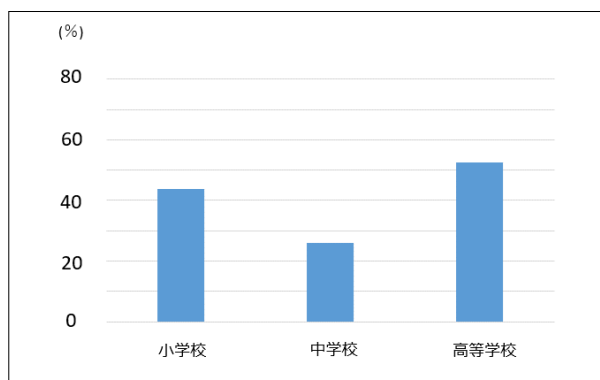


図6 学校に勧められて来所したケースの割合（校種別）

他の校種と比べると中学校は25%と低めであった。これは、校種によって面接相談への対応に違いがあることや、発達段階によって支援につな

がることへの捉え方に違いがあることが考えられる。

4 学校内外のリソースとつながり

新規面接相談の初回面接相談時、生育歴、学校や家庭での様子、表出した困り感などを聞き取り、面接相談の基礎資料を作成する。その際作成した資料の中で学校内のリソースや学校外で相談者を支援する人や場所となりうる表記があったものを抽出し、基礎データを作成した。

(1) 学校内のリソース

学校内のリソースとして最も多かったのは、「スクールカウンセラー」であり、小学校、中学校、高等学校（以下、小中高）でそれぞれ30%を占めた（図7）。

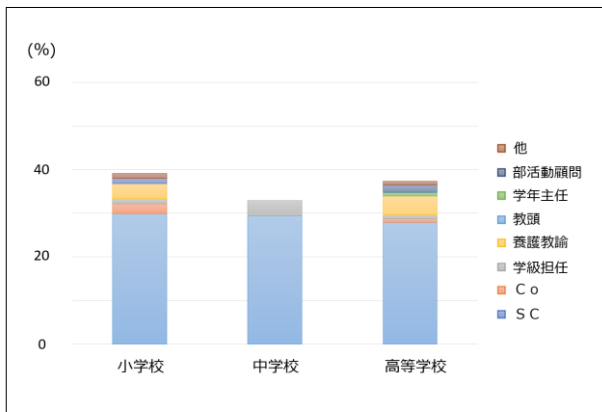


図7 学校内のリソース（校種別）

小中高で学校内のリソースを持つ児童生徒の割合は40%に満たないことがわかった。校種によって、児童生徒の身近にあるリソースになりうる人には違いがあることも明らかとなった。より児童生徒の身近にあるリソースを見つけ、広げていく必要がある。

(2) 学校外につながり

学校外につながりとして最も多かったのは、「医療機関」とのつながりであり、約40%を占めた（図8）。

図8における「福祉機関」とは、児童相談所や子供支援課等行政の福祉機関を指し、「市町村」とは市町村（組合）の教育支援センターや相談機関の支援を指している。小中学校の義務教育段階では、市町村（組合）の教育支援センターや相談機

関とつながりが約10%あることが確認できた。

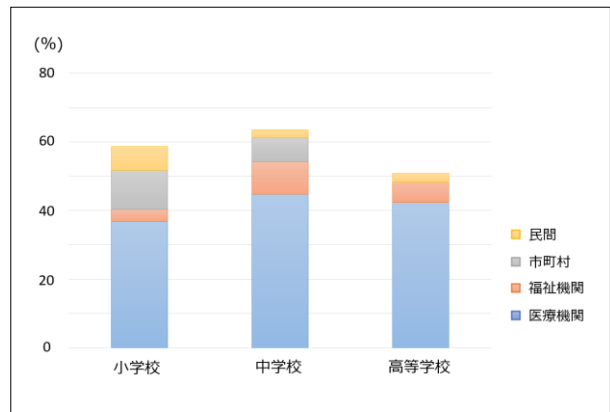


図8 学校外につながり（校種別）

身体的な変調をきたすような場合、保護者が医療機関を受診することは想像しやすいが、福祉機関や教育支援センター、民間の相談機関やフリースクールなどにつながることはまだ多くないこともわかった。学校を含め、支援者は学校外にもつながりを広げていく必要がある。

(3) 学校内外での特別な支援がないケース

学校内外での特別な支援がないケースは全体の33%見られた。校種間で人数の割合に大きな差は見られなかったが、主訴の割合にはばらつきが見られた（図9）。小学校では「不登校」と「情緒の問題」、中学校、高等学校では「不登校」の割合が高い。

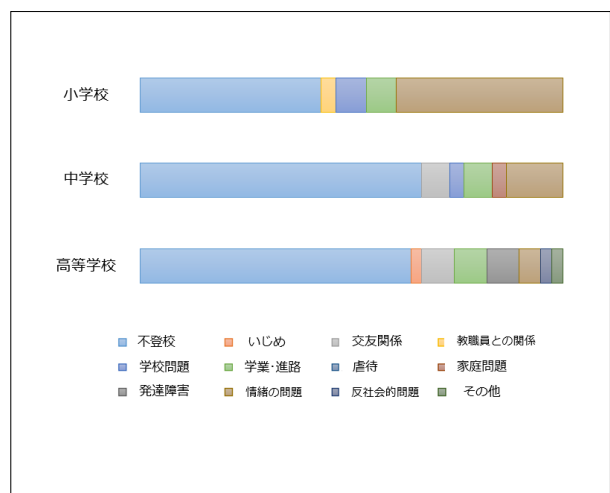


図9 学校内外での特別な支援がないケース（主訴の割合 校種別）

学校生活における困難さが表出している中で、誰一人取り残されないためにも、学校内外の支援者は、児童生徒が発する小さなSOSを見落とすことのないよう、継続的に関わり、児童生徒が安心・安全に過ごすことができる、居場所を作ることが大切である。

(4) 学校内外での特別な支援がなく、学校の勧めもない中で本センターでの面接相談を受けたケース

学校内外での特別な支援がなく、学校の勧めもない中で本センターでの面接相談を受けたケースは、保護者の意志で本センターの面接相談を申し込んだケースである。このケースは小中学校では全く無かったが、高等学校では全面接相談の29%で見られた。高等学校の主訴を見ると、74%は「不登校」である(図10)。

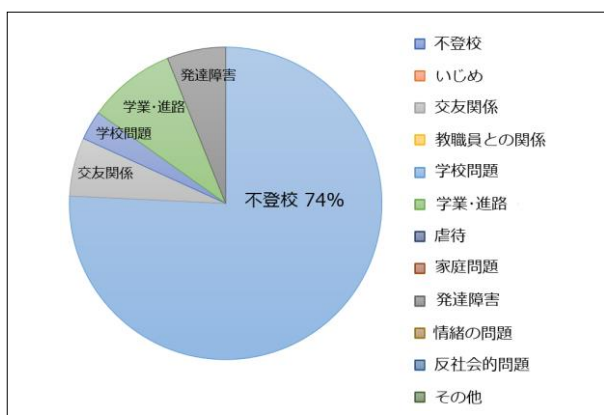


図10 学校内外での特別な支援がなく、学校の勧めもない中で本センターでの面接相談を受けたケースの主訴の割合(高等学校の全面接相談のうちの29%の内訳)

高等学校入学後、生徒が学校生活に何らかの不適応を起こし、生活のしづらさが表出した時、保護者・生徒は学校に相談をしづらい状況があることが考えられる。

(5) 学校内外での特別な支援がなく、本センターでの面接回数が2回以下のケース

学校内外での特別な支援がなく、本センターでの面接回数が2回以下のケースは全面接相談の9%で見られた。これらのケースでは、支援とのつながりが継続しなかった可能性がある。校種間で人数の割合に差は見られなかったが、主訴の構

成比では、図3に示した全体の構成比と差が見られた(図11)。

その構成比を詳細に見るために、校種別で見ると、さらに特徴が見られた。それは、不登校のみならず、学校に通うことができているも様々な困り感を持っている児童生徒が半数いることを示している(図12)。

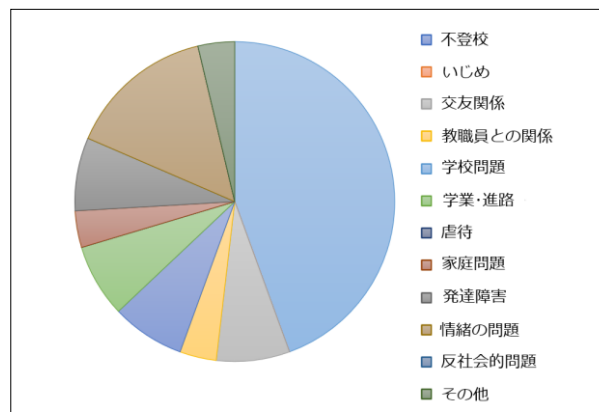


図11 学校内外での特別な支援がなく、本センターでの面接回数が2回以下のケース(主訴の割合)

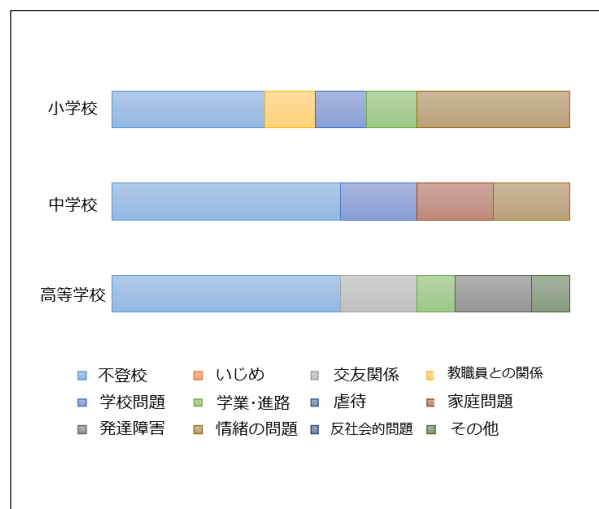


図12 学校内外での特別な支援がなく、本センターでの面接回数が2回以下のケース(主訴の割合 校種別)

様々な困り感を持ちながらも支援につながっていない児童生徒や、一旦支援につながったが継続しにくい児童生徒とその保護者を、誰一人残されず、支援につなげるためには、環境整備やアセスメントを多面的かつ継続的に実施することが必要である。

V 研究のまとめ

1 成果

「主訴」の分析から、児童生徒の「困り感、悩み」には、多様な背景があることが再確認できた。この多様な背景を把握するためには、教職員と学校外の機関が連携し、多面的かつ継続的にアセスメントを行う必要がある。

本センターでの面接相談につながったケースを見ると、主訴について相談を重ねていく間に、相談者である保護者が、主訴の背景に他の困り感があることに気付くことが多い。被相談者が保護者とその背景となる困り感を共有しながら継続的に面接相談を行うことで、徐々に状況が変化することもある。

今回、基礎データを量的に分析した結果、児童生徒、保護者は、「困り感、悩み」の背景を表出するのに時間を要し、単発的なアセスメントだけでは支援の方向性や背景を十分に把握することが難しいことが明らかとなった。学校においても、児童生徒の支援の際は、アセスメントを多面的かつ継続的に実施することが重要である。

また、本センターで面接相談を受けた児童生徒の中には、学校内外から特別な支援を受けていないケースが30%以上あった。「誰一人取り残されない」有効な支援を行うためには、児童生徒の居場所づくりと教職員との関係を構築しながら、学校内のリソースを広げていく必要がある。それと同時に、学校外のつながりである、地域の相談機関、教育支援センター、フリースクール等の専門機関も活用し、児童生徒が安心・安全に過ごすことができる、居場所を作っていくことが大切である。

2 研究を通して

山梨大学のアドバイザーの先生方より、以下の感想や意見をいただいた。

- ・「つながりにくさ」を視点に、教育相談支援センターならではの資源を活かすことにより、地域の課題に対応できる貴重な研究になると思います。本年度明らかになった実態を今後深掘りすることにより、学校のみならず関係機関や当事者に有効な支援や接続のモデルが出来ることを期待します。
- ・相談申し込みのデータを分析することによって、「つながりにくさ」について考えるという興味

深い研究だと感じています。教育相談室につながった子どもたちの来談経路の分析、面接回数の分析、主訴の分析を通して「つながる」ことやつながりを継続するための示唆が得られているように思います。

主訴の分析において興味深い点は、相談者は面接を経て主訴の内容が変化していく場合があります。つながりにくいケースにおいては問題が複雑に絡み合っていることが多いように思われます。またカウンセラーの視点は、「見立て」の問題であり、ケースが進むにつれて見立てと介入変化してくケースフォーミュレーションのプロセスとして捉えることができると思います。相談者の主訴とカウンセラーの見立てが一致しない場合においては、どのようにカウンセラーが見立てを伝え相談者が受け止めるかといったケース展開において難しい部分がでてくることが予想されます。

このような部分を質的に明らかにしていくことによって、「つながりにくさ」や「つながりを続けていくこと」に関するさらなる示唆が得られますことを期待しております。

3 来年度に向けて

本年度は基礎データから読み取れることを量的に分析した。来年度以降はこの分析結果を「有効な支援方法」につなげるため、つながりにくさが考えられるケースを個別に調べるなどのアプローチで研究し、データの質的分析にも取り組みたいと考えている。

【引用・参考文献】

- ・文部科学省 (2023) 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLO プラン)」
<https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf> (2023年3月31日)
- ・文部科学省 (2023) 教育振興基本計画
<https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_soseisk02-100000597_01.pdf> (2023年6月16日)
- ・文部科学省 (2021) 令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

結果について

<https://www.mext.go.jp/content/20211007-mxt_jidou01-100002753_1.pdf> (2021年10月13日)

【山梨大学連携・教育研究会アドバイザー】

山梨大学 客員教授 桐原ひかる

山梨大学 准教授 渡部 雪子

【総合教育センター 研究アドバイザー】

相談支援センター長 玄間 修